

相続に係る固定資産を現に所有する者の届

(宛先) 野田市長

届出者 (相続人の代表者)	住所	
	フリガナ氏名	
	連絡先	
	続柄	被相続人から見ると ()

被相続人（亡くなった者）に係る固定資産については、相続登記が完了するまでの間、上記の者を現に所有している者の代表者としますので届出します。

なお、本届出は相続人全員の合意に基づいており、万一問題が生じた場合には当方で解決いたします。

被相続人	死亡時の住所			
	フリガナ氏名		死亡年月日	年 月 日
全(代表者 の相を除く 相続人)	フリガナ氏名	被相続人との続柄	住所	

〈注意事項〉

- ※この書類は、相続登記が完了するまでの間、現所有者（相続人）の代表者を申告していただくものであり、法務局（登記所）で行う相続登記とは異なります。
 なお、相続登記未了であっても、遺産分割協議書を作成している場合には、写しをご提出ください。原則として、遺産分割協議書に基づいた課税となります。
- ※届出者には、相続登記が完了するまでの間、納税通知書等を送付します。（地方税法第343条第2項の規定による納税義務者の代表者となります。）
- ※相続放棄をされた方は、家庭裁判所が交付する相続放棄申述受理証明書の写しを送付してください。

現所有番号	課税課			収税課
	受付	窓口確認	システム	
死亡者義務者番号	郵・窓・悔	免・マ	処理	
	受付者	他()	検収	
口座 有・無		年度送付先設定	年度現所有処理	

(受付印)

